

## 第9節 農業を支える農業関連団体

農業生産の現場において農業者の取組を支援する主な農業関連団体として、農業協同組合、農業委員会、農業共済団体（農業共済組合、農業共済組合連合会）、土地改良区があります。

これらの団体は、各種活動を通じて、農業経営の安定、生産性・品質の向上、食料の安定供給や農業生産の増大等の役割を担っています。

### (1) 農業協同組合

#### (農協は経済事業に積極的に取り組み、農業所得の向上に寄与することが期待される)

農業協同組合（以下「農協」という。）は、農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図ることを目的として自主的に設立される農業者の相互扶助組織です。農協は、農産物の流通や生産資材の供給等を適切に行い、農業所得を向上させていくことが最大の使命であり、農村地域の発展に寄与することが期待されています。

農協について近年の傾向をみると総合農協（信用事業を含む、複数の事業を行っている農協）の組合数については、農協間の合併の進展等に伴い、年々減少していますが、組合員数は着実に増加を続けており、平成23（2011）年度においては、前年度より14万人増加し、983万4千人となりました。内訳をみると、高齢化や後継者不足等による農家戸数の減少等により、農業者（農民又は農業を営む法人）である正組合員が減少しているものの、離農後も農協の事業を継続して利用したい者の増加等により、非農業者である准組合員が増加しているため、准組合員数が正組合員数を上回る状況になっています（表3-9-1）。

組合員の生産する農産物の販売を行う販売事業については、国産農畜産物の価格低迷等により減少傾向で推移しており、平成23（2011）年度の事業取扱高は4兆円となっています。肥料、農薬、飼料、農業機械等の供給を行う生産資材購買事業についても、肥料・農薬需要の減少等により減少傾向で推移しており、平成23（2011）年度の事業取扱高は2兆円となっています。

各農協の中には、農産物の新たな価値を見だし輸出につなげたり、企業や大学と連携して加工品を開発し販売することにより農家の所得向上に寄与しているものも見受けられるところであり、こうした取組が全国の農協で行われることが期待されます。

表3-9-1 農業協同組合（総合農協）数等の推移

(単位：組合、千人、兆円)

	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
組合数	818	770	741	725	723
組合員数	9,433	9,494	9,579	9,694	9,834
正組合員	4,888	4,828	4,775	4,720	4,669
准組合員	4,544	4,666	4,804	4,974	5,165
販売事業取扱高	4.3	4.4	4.2	4.2	4.2
生産資材購買事業取扱高	2.3	2.4	2.1	2.0	2.1

資料：農林水産省「総合農協統計表」

注：1) 組合数は「総合農協統計表」における集計組合数。  
2) 事業取扱高は全総合農協の合計。

事例

農家の所得向上に向けた農協の取組例

(1) 産学との連携による飲料開発と原料の高値買取り

富山県氷見市のJA氷見市では、同組合が設立した子会社が、転作作物のハトムギを農家から買い取り、焙煎・加工まで担い、ハトムギ茶として付加価値をつけて商品化しました。また、金沢大学と共同開発（特許取得）を行い、ハトムギエキスを主原料とした美容飲料を商品化しました。これらの取組により、ハトムギを市場価格の約2倍で農業者から買い取ることが可能となりました。



ハトムギを使用したお茶



(2) みかんの総合販売戦略

静岡県浜松市のJAみっかびでは、規格外みかんを1次加工（ペースト・シロップ化）し、サントリーホールディングス（株）や山崎製パン（株）の製品の原料に使うことで三ヶ日ブランドをPRしました。また、規格外みかんを高度に加工（ペースト・シロップ化）することにより生産者手取りを確保し、単純加工（ジュース化）した場合に比べ、4~7倍程度の付加価値化に成功しました。



JAみっかびのキャラクター



(3) 海外ニーズに合わせた規格選別と通年輸出体制の構築

北海道帯広市のJA帯広かわにしでは、台湾、米国への長いもの輸出拡大に向けて、近隣の8農協の連携により、薬膳用等に使われる海外で好まれる太物（4L規格）の通年出荷体制を構築しました。これにより、輸出開始前14年間平均と比べ、輸出開始後12年間平均では10a当たりの農家収入が約30%向上しました。



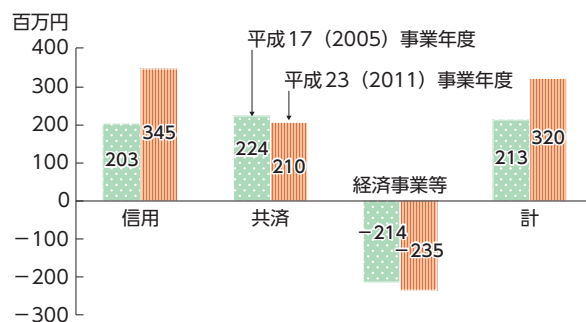
4L規格の長いも



(総合農協の事業のうち、農業関連事業の自立性を高める必要)

農協は、組合員の自主的な選択により営農指導事業、信用事業、共済事業等の事業を行うことができます。生産資材や生活資材を供給する購買事業や営農技術等の指導を行う指導事業は赤字で推移しており、農協全体の収支は依然として信用事業や共済事業の黒字額に依存する構造となっています（図3-9-1）。このため、例えば、信用・共済事業の利益で経済事業の赤字を補填している場合には、赤字事業の原因を明らかにした上で対策を講じることにより、赤字額を段階的に縮減すること等、農業関連事業の自立性を高めていくことが必要とされています。

図3-9-1 農協の部門別損益（1組合当たり）



資料：農林水産省「総合農協統計表」を基に農林水産省で作成  
注：「経済事業等」には農業関連事業（購買事業等）、生活その他事業、営農指導事業等を含む。

## (2) 農業委員会

### (市町村合併の進展により農業委員会数や委員数は減少傾向)

農業委員会は、農業者の代表として公選等により選出された農業委員による市町村の行政委員会であり、農地法等に基づく売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導等農地に関する事務を行っています。委員会数、委員数については、市町村合併の進展に伴い年々減少しています。職員数は専任職員が減少しているものの、兼任職員が増加しているため、ほぼ横ばいで推移しています(表3-9-2)。

表3-9-2 農業委員会数等の推移

(単位：委員会、人)

	平成20年 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
委員会数	1,793	1,776	1,732	1,713
委員数	37,456	36,906	36,330	36,034
職員数	7,809	7,815	7,875	7,758

資料：農林水産省調べ  
注：各年10月1日現在の数値。

### (農業委員会の果たす役割が大きく変化)

平成21(2009)年の農地法改正により農業委員会の役割は大きく変化し、これまで現場で農地制度を運用してきた農業委員会の果たす役割がますます重要となっています。

農業委員会の業務は、これまで農地の権利移動の許可や県知事の農地転用許可に關しての意見具申など、個別申請等を前提とする受け身の業務が中心でしたが、農地法改正後、毎年1回、地域の農地利用状況の調査を行い、遊休農地<sup>1</sup>の所有者に対する指導・勧告等(38万件指導(農地法改正後から平成24(2012)年10月までの累計))を行うとともに、地域の農業者の徹底した話し合いによる「人・農地プラン」(地域の中心経営体を明確にし、そこに農地を集積していくプラン)の作成にも積極的に関与するなど、地域全体としての農地利用集積・遊休農地の解消に積極的に関与する能動的な業務が追加されています。

また、ほぼ全ての農業委員会で、①総会等の審議過程を詳細に記録した議事録、②許可のポイントや申請に必要な書類・記載マニュアル等、③農業委員会活動の目標とその達成状況を作成・公開する取組を実施するなど、農業委員会の業務や審議過程の透明化に努めています。

## (3) 農業共済団体

### (農業共済団体は1県1組合化への合併を推進)

農業共済団体等は、農業災害補償制度<sup>2</sup>の実務を担っており、地域で共済事業を行う農業共済組合等と都道府県段階で保険事業を行う農業共済組合連合会で構成されています。平成22(2010)年からは、事務の簡素化等による業務の効率化、内部監査の充実等による執行体制の

表3-9-3 農業共済団体等の組織数等の推移

(単位：組織、人)

	平成20年 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
農業共済組合連合会	43	43	42	42	41
農業共済組合等	277	275	258	258	255
組合営	205	204	204	204	201
市町村営	72	71	54	54	54
職員数	7,885	7,877	7,889	7,769	7,606

資料：農林水産省調べ

強化、農家に対する均質な内容の補償の提供等による制度の安定的な運営等により、農業共済団体の機能を的確に発揮することを目指して、1県1組合化への合併を推進しています。この結果、農業共済団体数は年々減少しており、職員数についても、業務運営の効率化により減少しています(表3-9-3)。

1 【用語の解説】を参照。

2 農業災害補償制度については第3章第4節「農業産出額と農業所得等の動向」を参照。

## (4) 土地改良区

### (合併の進展に伴い土地改良区数は減少)

土地改良区は、土地改良法に基づき地域の関係農業者により組織された団体で、農業用排水施設の整備、区画整理等の土地改良事業を実施するほか、造成した土地改良施設の維持管理等を行っています。

土地改良区の地区数等の推移をみる

と、組織運営の合理化や施設の管理機能の強化のための合併等により、年々減少しています（表3-9-4）。

表3-9-4 土地改良区の地区数等の推移

(単位：地区、万ha)

	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
地区数	5,474	5,255	5,150	5,040	4,943
延べ面積	276.6	273.4	271.4	268.2	265.9

資料：農林水産省調べ

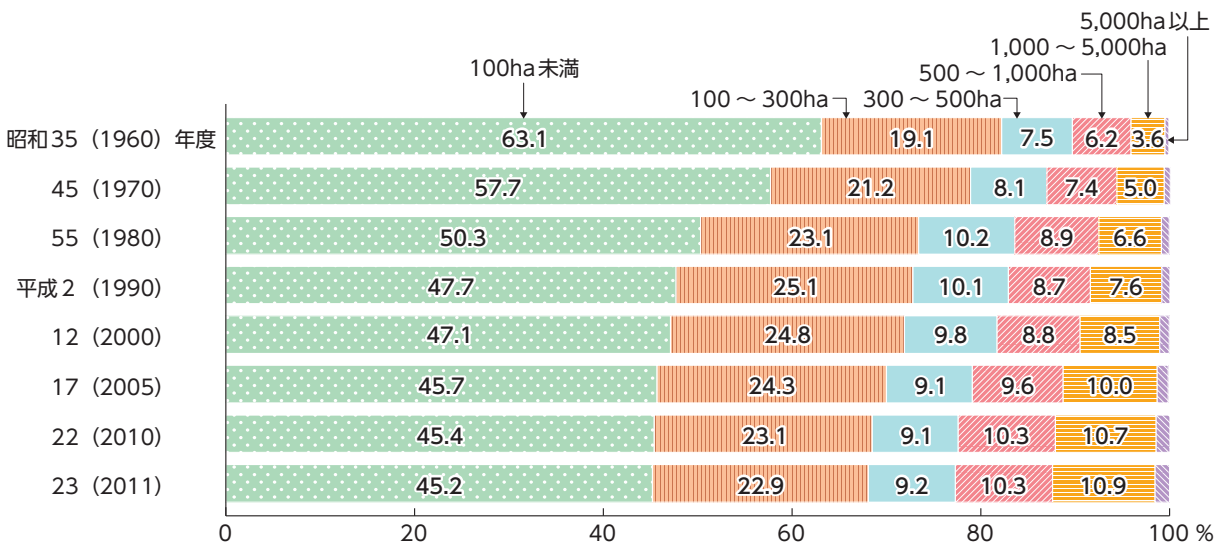
### (合併の推進により大規模土地改良区の割合が増加)

集落機能の低下や農業従事者の高齢化、農産物価格の低迷による農家所得の減少等社会経済情勢の変化により、土地改良区の中には、管理体制や財政基盤の脆弱化に伴い、その役割や機能を十分に果たせなくなっているものもあります。このため、土地改良区の組織運営基盤の強化が図られるよう、土地改良区の統合及び合併を推進していくことが必要となっています。

このような中、面積規模別の土地改良区数割合の推移をみると、100ha未満の土地改良区は大きく減少し、1,000ha以上の土地改良区の割合が増加しており、合併の推進による効果が現れています（図3-9-2）。しかしながら、平成23（2011）年度における100ha未満の土地改良区の割合は45%となっており、依然として小規模な土地改良区が多数存立している状況です。

今後は、更なる合併の推進等による組織基盤の強化、施設管理の円滑化や農地利用集積の推進、技術力の向上等による事業実施体制の強化等を通じて土地改良区の体制強化を図ることが重要です。

図3-9-2 面積規模別にみた土地改良区の地区数割合



資料：農林水産省調べ